

指定訪問看護ステーション ぷらす
指定介護予防訪問看護ステーション ぷらす
利用者契約書

様(以下「契約者」という)と株式会社ケアネットプラス(以下「事業者」という)は、契約者が事業者から提供される訪問看護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という)を締結します。

第一章 総則

第1条 契約の目的

- 1 事業者は、健康保険法・老人保健法・介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、第4条及び第5条に定める訪問看護サービス提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する訪問看護サービスの内容、利用日、費用等の事項(以下「訪問看護計画」という)は、別紙「訪問看護申込書」「訪問看護契約書」に定めるとおりとします。

第2条 契約期間

- 1 介護保険による訪問看護の場合、契約者は第5章に定める事項に基づき、契約の有限は、契約締結の日から要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 2 医療保険による訪問看護の場合、契約者は第5章に定める(第19条2項3号を除く)に基づき、サービスを利用することができます。

第3条 訪問看護計画・介護予防訪問看護計画の決定及び変更

訪問看護報告書・介護予防訪問看護報告書の作成

- 1 事業者は訪問看護指示書及び訪問看護計画の作成・ケアプランに沿った訪問看護計画・介護予防訪問看護計画を作成し、訪問日、看護内容等を記載した訪問看護報告書・介護予防訪問看護報告書を主治医に提出し、連携を図ります。
- 2 事業者は訪問看護計画・介護予防訪問看護計画について契約者及びその家族に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 3 事業者は、契約者に係わる居宅サービス計画が変更された場合もしくは契約者及び家族の要望に応じて、訪問看護計画・介護予防訪問看護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及び家族、主治医等と協議して、訪問看護計画・介護予防訪問看護計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、訪問看護計画・介護予防訪問看護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条 医療保険・介護保険給付対象サービス

- 1 事業者は、健康保険・老人保健・介護保険給付対象サービスとして契約者の居宅に訪問看護師を派遣し、契約者に対して身体状況の観察及び清潔援助、排泄援助、服薬管理等医師の指示に従い提供するものとします。

第5条 介護保険給付対象外のサービス

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付対象外のサービスとして、介護保険給付の支給限度額を超える訪問看護サービスを提供するものとします。
- 2 全項の他、事業者は、契約者からの申し出により必要に応じて、介護保険給付対象外のサービスを提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項、第2項で定めるサービスの提供について必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第6条 訪問看護師の交替等

- 1 本契約において「訪問看護師」とは、所定の研修を受けた上で訪問看護サービスに従事し、訪問看護指示書に従いサービスを行う専門職員をいうものとします。
- 2 契約者は、選任された訪問看護師の交替を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情その他、交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出ることが出来ます。
- 3 事業者は、訪問看護師の交替により、契約者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

第7条 運営規定の遵守

- 1 契約者は第4条及び第5条で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することは出来ません。
- 2 訪問看護の実施に関する指示、命令は全て事業者がおこないます。但し、事業者は訪問看護サービスの実施にあたって契約者の事情、意向等に十分に配慮するものとします。
- 3 契約者は、訪問看護サービスの実施のために必要な備品（水道、電気、衛生材料等）を無償で提供し、事業者はこの内容について契約者に事前に説明し、訪問看護師が事業所や主治医、介護支援専門員、家族等に連絡する電話等の使用を承諾するものとします。
- 4 本契約における運営規定については、本契約に付随するものとし、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明するものとします。
- 5 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第二章 料金

第8条 サービス利用料金の支払い

- 1 介護保険での訪問看護の場合、契約者は、第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス基本料金から、介護保険給付額を差し引いた差額分（介護保険負担割合証に従う）を事業者に支払うものとします。但し、契約者がいまだ要介護認定を受けてない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん全額支払うものとします。要介護認定後または居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）
- 2 第5条第1項、第2項に定めるサービスについては、契約者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を、事業者に支払うものとします。
- 3 医療保険での訪問看護の場合、契約者は、第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいた基本利用料の1割・2割・3割を支払うものとします。基本利用料や一部負担金が一定額（高額医療費の限度額）を超えた場合は申請により市町村または保険者から超過額が払い戻されます。
- 4 サービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月月末までに支払うものとします。
- 5 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第9条 利用の中止、変更、追加

- 1 契約者は利用期日前において、訪問看護サービス・介護予防訪問看護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの前日までに事業者に申し出るものとします。但し、契約者の正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 2 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護師の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

第10条 サービス内容の変更

- 1 事業者は、サービス利用当日、契約者の理由等で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更をすることができるものとします。（病院受診等）
- 2 前項の場合には、事業者は、所定のサービス利用料金を請求できるものとします。

第11条 利用料金の変更

- 1 第8条1項及び3項に定めるサービス利用料金について、医療保険給付・介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更できるものとします。
- 2 第8条第2項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、説明をした上で当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

きます。

第三章 事業者の義務

第12条 事業者及びサービス従事者の義務

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調、健康状態に必要な事項について、事業所の看護師もしくは利用者の主治医またはあらかじめ定められた協力医療機関と連携及び契約者から聴取、確認したうえでサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、契約者に対する訪問看護記録を作成し、それを2年間保管し、契約者または代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又は、その複写物を交付するものとします。
- 4 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の変化が生じた場合、その他必要な際には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関への連絡を行なう等の必要な処置を講じるものとします。
- 5 サービス事業者及び従業者は、訪問看護の質の向上のために知識、技術習得を目的とする研修を講じます。

第13条 守秘義務

- 1 事業者、サービス従業者または従業員は、訪問看護サービス・介護予防訪問看護サービスを提供する上で知り得た契約者及び家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急で必要性がある場合には医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、契約者に係わる他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第14条 訪問看護師の禁止行為

- 1 訪問看護師は契約者に対する訪問看護サービス・介護予防訪問看護サービスの提供にあたって次の各号に該当する行為を行ないません。
 - ①医師の指示の無い医療行為
 - ②契約者もしくはその家族からの金銭または物品の授受
 - ③契約者の家族等に対する訪問看護サービスの提供
 - ④飲酒及び喫煙
 - ⑤契約者もしくはその家族に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動
 - ⑥その他契約者もしくはその家族に行なう迷惑行為

第四章 損害賠償責任(事業者の義務違反)

第15条 損害賠償責任

- 1 事業者は本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。
第13条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第16条 損害賠償がなされない場合

- 1 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。
 - ① 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
 - ② 契約者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
 - ③ 契約者の急激な体調の変化、事業者が実施したサービスを起因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。
 - ④ 契約者が、事業者及びサービス従業者の指示・依頼に反して行なった行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。

第17条 事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能

- 1 事業者は、本契約の有効期間中、地震、噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施が出来なくなった場合には、契約者に対してすでに実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することは出来ないものとします。

第五章 契約の終了

第18条 契約の終了事由、契約終了に伴う援助

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - ①契約者が死亡した場合
 - ②要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合。
 - ③事業者が解約命令を受けた場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
 - ④事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
 - ⑤第19条から第21条に基づき本契約が解約又は解除された場合。
- 2 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境などを勘案し、必要な援助を行なうよう努めるものとします。

第19条 契約者からの中途解約

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。

- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - ①第11条第3項により本契約を解約する場合。
 - ②契約者が入院した場合。
 - ③契約者に係わる居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合。

第20条 契約者からの契約解除

- 1 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行なった場合には、本契約を解除することができます。
 - ①事業者もしくはサービス従事者が正当な理由無く、本契約に定める訪問看護サービス・介護予防訪問看護サービスを実施しない場合。
 - ②事業者もしくはサービス従事者が、第13条に定める守秘義務に違反した場合。
 - ③事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により、契約者もしくはその家族等の身体、財産、信用等を傷つけ、又は著しい不審行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

第21条 事業者からの契約解除

- 1 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。
 - ①契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知等を行ない、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
 - ②契約者による第8条第1項から第3項に定める、サービス料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
 - ③契約者が故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命、身体、財産、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行なうことなどによって、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合。

第22条 清算

- 1 第18条第1項第2号から第5号により、本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施したサービスに対する利用料金支払い義務、その他事業者に対する義務を負担している時は、契約終了日の翌月の10日以降に清算するものとします。

第六章 その他

第23条 苦情処理

- 1 事業者は、その提供したサービスに関する契約者などから苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。（別紙参照）

第24条 協議事項

- 1 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意を持って協議するものとします。

第25条 協力体制病院

1 契約者のかかりつけの病院・医院と、連携を図っております。

『訪問看護ステーション ふらす』 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(鹿児島県指定 第4664590389号)

当事業所は、ご契約者に対して訪問看護サービス・介護予防訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

◆◆ 目次 ◆◆

- 1 : 事業所
- 2 : 事業所の概要
- 3 : 職員の体制
- 4 : 当事業所が提供するサービスと利用料金
- 5 : サービスの利用に関する留意事項
- 6 : 苦情の受付について

1 : 事業者

- | | |
|-------------|-------------------------|
| (1) 法人名 | 株式会社 ケアネットプラス |
| (2) 法人所在地 | 鹿児島県姶良市加治木町木田 2764 番地 1 |
| (3) 電話番号 | 0995(73)8650 |
| (4) 代表者氏名 | 杉田 文彦 |
| (5) 設立認可年月日 | 平成19年11月16日 |

2 : 事業所の概要

- | | |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| (1) 事業所の種類 | 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 |
| (2) 事業所の名称 | 指定訪問看護ステーション ふらす
令和7年4月1日指定 鹿児島県第 4664590389 号
指定介護予防訪問看護ステーション ふらす |
| (3) 事業所の所在地 | 鹿児島県姶良市加治木町木田 2764 番地 1 |
| (4) 電話番号 | 0995(73)8580
080 5801 3500(携帯) |
| (5) 管理者氏名 | 白川 祐一 |
| (7) 開設年月日 | 令和7年4月1日 |
| (8) 事業者が行っている他の事業 | 認知症対応型共同生活介護
看護小規模多機能型居宅介護 |

3 : 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問看護サービス・指定介護予防訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

管理者兼看護師	常勤 1 名
看護師	常勤換算 2.5 名以上
理学療法士等	必要数

4 : 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービスの内容

サービスは訪問看護師がご本人、ご家族と話し合いの上、かかりつけの医師等と連絡をとり看護計画を作成し進めていきます。

- ・ 症状の観察
- ・ 清潔のケア
- ・ 体位変換
- ・ 関節等の運動
- ・ 食生活の援助
- ・ 排泄のケア
- ・ 主治医指示による処置
- ・ 留置カテーテル等の管理
- ・ リハビリテーション
- ・ 床ずれ予防のケア
- ・ 終末期のケア援助
- ・ 認知症のケアと相談
- ・ 日常生活動作の訓練
(食事、排泄、移動、入浴、歩行等)
- ・ 日常生活用具の利用相談
- ・ 療養環境の整備
- ・ 介護相談

(2) 利用料金

[介護保険]	1割負担	要介護	介護予防
20分未満 (頻回の医療処置を要する場合)		314円	303円
30分未満		471円	451円
30分以上 60分未満		823円	794円
60分以上 90分未満		1128円	1090円
初回加算 I			350円
初回加算 II			300円
夜間・早朝加算 (18時~22時・6時~8時)		所定単位数の 25% 増	
深夜加算 (午後10時~午前6時)		所定単位数の 50% 増	
複数名訪問看護加算 (I)	30分未満	254円	
	30分以上	402円	
長時間訪問看護加算 (90分以上)		300円	
緊急時訪問看護加算 II	1ヶ月	574円	
特別管理加算	I	500円	
特別管理加算	II	250円	
ターミナルケア加算	死亡月	2500円	

※利用料金は、介護保険負担割合証の負担割合に従います。

理学療法士等によるリハビリテーション 20分以上(1回につき)	要介護 294円	介護予防 284円
--------------------------------------	-------------	--------------

[医療保険]

利用料金は訪問看護に要する費用の1割・2割・3割の負担となります。基本利用料や一部負担金等が一定額(高額医療費の限度額)を超えた場合は申請により市町村または保険者から超過額が払い戻されます。
別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合、次に掲げる額のいずれかを加算します。

基本療養費(週3日目まで)		5550円
(週4日目以降)		6550円
訪問看護管理療養費(二)	1日目	7670円
訪問看護管理療養費(口)	2日目以降(1日につき)	3000円
24時間対応体制加算(口)	1ヶ月	6520円
緊急訪問看護加算(イ)	月14日目まで	2650円
緊急訪問看護加算(ロ)	月15日目以降	2000円
特別管理加算	1ヶ月	2500円又は5000円
夜間・早朝加算(18時~22時・6時~8時)		2100円
深夜加算(22時~6時)		4200円
複数名訪問看護加算		4300円
長時間訪問看護加算		5200円
乳幼児加算	1日につき	1300円
※別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合	1日につき	1800円
訪問看護ターミナルケア療養費		25000円

重度心身障害者、難病など分かりにくい場合はお尋ねください。

[その他実費負担]

日常生活上必要な物品

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第8条参照)

前記(2)の料金、費用は、1ヶ月ごとに計算します。

翌月の10日以降にご請求いたします。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。
この場合にはサービスの実施の前日までに事業者に申し出してください。

5：通常の事業の実施地域

通常の実施地域は、次のとおりとする。

姶良市、霧島市（旧隼人町、旧溝辺町）、鹿児島市（旧吉田町）

6：サービスの利用に関する留意事項

（1）ご契約者及び家族等の個人情報の提供（契約書第13条参照）

ご契約者に係る他の居宅支援事業者等との連携を図る等、正当な理由がある場合に限り、ご契約者及び家族等の個人情報を提供する場合があります。個人情報は守秘します。

（2）看護師の禁止行為（契約書第14条参照）

看護師は、ご契約者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医師の指示の無い医療行為

②契約者もしくはその家族からの金銭又は物品の授受

③契約者の家族等に対する訪問看護サービスの提供

④飲酒及び喫煙

⑤契約者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑥その他契約者もしくはその家族に行う迷惑行為

（3）身体拘束について

身体拘束は行いませんが、但し利用者の生命または身体を保護する為に緊急やむ得ない場合は、家族への説明と同意書への同意を得た上で拘束を開始する。その状況は記録し保存する。

（4）事故発生時の対応

訪問看護サービス・介護予防訪問看護サービスの提供により、事故が発生した場合には、市町村、家族、ご契約者に係る居宅介護支援事業者並びに居宅サービス事業者等に対して連絡を行なうなどの必要な措置を講じます。

- ・訪問時、事故が発生した場合、当ステーション管理者に連絡。
- ・管理者より、主治医・家族・介護支援専門員に連絡。
- ・状態に応じ、病院受診した場合、診断が付き次第、病院より姶良市役所及び利用者の居住する各市役所に報告する。

7：苦情の受付について（契約書23条参照）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 担当者：白川 祐一
職名：管理者・看護師

○受付時間 月曜日～金曜日
8時30分～17時30分
土曜日
8時30分～12時30分
但しあ急ぎの場合いつでも受け付けます。

（2）行政機関その他苦情受付機関

- ・姶良市役所
福祉部 長寿・障害福祉課 介護保険係 所在地：姶良市宮島町25番地
電話番号：0995（55）8149
受付時間：午前8時30分～午後5時
- ・鹿児島県国民健康保険団体連合会 所在地：鹿児島市鴨池新町7番4号
電話番号：099（213）5122
FAX：099（213）0817
受付時間：午前8時30分～午後5時
- ・鹿児島県くらし保健福祉部
高齢者生き生き推進課 介護保険室 事業係 所在地：鹿児島市鴨池新町10番1号
電話番号：099（286）2687
FAX：099（286）5552
受付時間：午前8時30分～午後5時
- ・鹿児島県社会福祉協議会 所在地：鹿児島市鴨池新町1-7
電話番号：099（286）2200
FAX：099（275）5707
福祉サービス利用支援室

8：高齢者虐待の防止について

（1）虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる。

虐待防止検討委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る虐待防止のための指針を整備する。

従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定

める。

虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。

- (2) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ報告するとともに、再発防止策を講じる。

指定訪問看護サービス・指定介護予防訪問看護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき契約書及び重要事項書の説明を行いました。上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

訪問看護ステーション ぷらす

管理者 白川 祐一

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から契約書、重要事項書の説明を受け、指定訪問看護サービス・指定介護予防訪問看護サービスの提供開始に同意し、契約致します。

契約者

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

代理人

住所 _____

氏名 _____ 印 _____ 続柄()